



平成 28 年 5 月 13 日

各 位

会 社 名 浜 井 産 業 株 式 会 社
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 武 藤 公 明
(コード： 6131、東証第二部)
問 合 せ 先 常 務 取 締 役 管 理 担 当 山 畑 喜 義
(TEL. 03-3491-0131)

監査等委員会設置会社への移行及び定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 28 年 5 月 13 日開催の取締役会において、監査役設置会社から監査等委員会設置会社へ移行する方針を決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

なお、本移行につきましては、平成 28 年 6 月 29 日開催予定の第 90 回定時株主総会での承認を経て正式に決定をいたします。

記

1. 監査等委員会設置会社への移行

(1) 移行の目的

当社では従来から、経営の健全性・効率性及び透明性の確保を目的に、社外役員による経営への牽制機能の強化をはじめ着実にコーポレート・ガバナンス体制の強化をはかってまいりましたが、今般、取締役会の監督機能をより一層強化するとともに、監督と業務執行を分離し迅速な意思決定を行うため、社外取締役が過半数を占める「監査等委員会」を有し、取締役会の業務執行権限の相当な部分を取締役に委任することのできる監査等委員会設置会社に移行することとしたものです。

(2) 移行の時期

平成 28 年 6 月 29 日開催予定の第 90 回定時株主総会において、定款変更について承認をいただき、監査等委員会設置会社に移行する予定です。

2. 定款の一部変更

(1) 提案の理由

当社は、コーポレート・ガバナンス体制の強化及び企業価値の向上を重要な取組事項の一つと考えており、今般、取締役会の監督機能をより一層強化するとともに、監督と業務執行を分離し迅速な意思決定を行うため、社外取締役が過半数を占める「監査等委員会」を有し、取締役会の業務執行権限の相当な部分を取締役に委任することのできる監査等委員会設置会社に移行することとしました。

これに伴い、監査等委員会設置会社への移行に必要な、監査等委員会及び監査等委員に関する規定の新設ならびに監査役及び監査役会に関する規定の削除等をお願いするものであります。

本議案は、本株主総会の終結の時をもって効力を生じるものとします。

(2) 変更の内容

変更の内容は別紙のとおりであります。

(3) 変更の日程

定款変更のための株主総会開催日	平成 28 年 6 月 29 日 (水曜日)
定款変更の効力発生日	平成 28 年 6 月 29 日 (水曜日)

3. その他

移行に伴う役員人事などの詳細については、本日公表いたしました「平成 28 年 3 月期 決算短信〔日本基準〕(連結) 7. その他 (2) 役員の異動」のとおりです。

以 上

【別紙】定款変更の内容

(下線部は変更箇所を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
第1章 総 則	第1章 総 則
(新設)	(機関)
第5条 ~ 第18条 (条文省略)	第5条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。 1. 取締役会 2. 監査等委員会 3. 会計監査人
第4章 取締役および取締役会	第4章 取締役および取締役会
(員数)	(員数)
第19条 当社の取締役は、5名以内とする。 (新設)	第20条 当社の取締役は、8名以内とする。 ② 前項の取締役のうち、監査等委員である取締役は、4名以内とする。
(選任方法)	(選任方法)
第20条 取締役は、株主総会の決議によって選任する。 ② 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。 ③ 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。	第21条 取締役は、株主総会の決議によって監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して選任する。 ② (現行どおり) ③ (現行どおり)
(任期)	(任期)
第21条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 (新設)	第22条 取締役(監査等委員である取締役を除く。)の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 ② 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 ③ 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。
(新設)	(削除)
(取締役会の設置)	
第22条 当社は、取締役会を置く。	
(代表取締役および役付取締役)	(代表取締役および役付取締役)
第23条 代表取締役は、取締役会の決議によって選定する。 ② 取締役会の決議によって、取締役会長、取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。	第23条 代表取締役は、取締役会の決議によって取締役(監査等委員である取締役を除く。)の中から選定する。 ② 取締役会の決議によって、取締役(監査等委員である取締役を除く。)の中から取締役会長、取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。

<p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第25条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役および各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>② 取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。</p> <p>(取締役会の決議方法等)</p> <p>第26条 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その過半数をもって行う。</p> <p>② 当社は、取締役会の決議事項について、取締役(当該決議事項について議決に加わることができるものに限る。)の全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、監査役が当該決議事項について異議を述べたときはこの限りでない。</p> <p>(新設)</p> <p>(取締役会の議事録)</p> <p>第27条 取締役会の議事録は、法令で定めるところにより書面または電磁的記録をもって作成し、出席した取締役および監査役は、これに署名もしくは記名押印し、または電子署名を行う。</p> <p>② 前条第2項の議事録は、法令で定めるところにより書面または電磁的記録をもって作成する。</p> <p>(取締役会規則)</p> <p>第28条 (条文省略)</p> <p>(報酬等)</p> <p>第29条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当社から受ける財産上の利益(以下「報酬等」という。)は、株主総会の決議によって定める。</p> <p>(取締役の責任免除)</p> <p>第30条 (条文省略)</p> <p>② 当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間に、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p>	<p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第25条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>② 取締役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。</p> <p>(取締役会の決議方法等)</p> <p>第26条 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その過半数をもって行う。</p> <p>② 当社は、取締役会の決議事項について、取締役(当該決議事項について議決に加わることができるものに限る。)の全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。</p> <p>(重要な業務執行の委任)</p> <p>第27条 取締役会は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって取締役会において決定すべき重要な業務執行(同条第5項各号に掲げる事項を除く。)の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。</p> <p>(取締役会の議事録)</p> <p>第28条 取締役会の議事録は、法令で定めるところにより書面または電磁的記録をもって作成し、出席した取締役は、これに署名もしくは記名押印し、または電子署名を行う。</p> <p>② (現行どおり)</p> <p>(取締役会規則)</p> <p>第29条 (現行どおり)</p> <p>(報酬等)</p> <p>第30条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当社から受ける財産上の利益(以下「報酬等」という。)は、株主総会の決議によって監査等委員である取締役とそれ以外に区別して定める。</p> <p>(取締役の責任免除)</p> <p>第31条 (現行どおり)</p> <p>② 当社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)との間に、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p>
--	--

第5章 <u>監査役および監査役会</u>	(削除)
<u>(監査役および監査役会の設置)</u>	(削除)
<u>第31条 当社は、監査役および監査役会を置く。</u>	
<u>(員数)</u>	(削除)
<u>第32条 当社の監査役は、4名以内とする。</u>	
<u>(選任方法)</u>	(削除)
<u>第33条 監査役は、株主総会の決議によって選任する。</u>	
② <u>監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u>	
<u>(任期)</u>	(削除)
<u>第34条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u>	
② <u>補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</u>	
<u>(常勤の監査役)</u>	(削除)
<u>第35条 監査役会は、監査役の中から常勤の監査役を選定する。</u>	
<u>(監査役会の招集通知)</u>	(削除)
<u>第36条 監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u>	
② <u>監査役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査役会を開催することができる。</u>	
<u>(監査役会の決議方法)</u>	(削除)
<u>第37条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。</u>	
<u>(監査役会の議事録)</u>	(削除)
<u>第38条 監査役会の議事録は、法令で定めるところにより書面または電磁的記録をもって作成し、出席した監査役は、これに署名もしくは記名押印し、または電子署名を行う。</u>	
<u>(監査役会規則)</u>	(削除)
<u>第39条 監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会において定める監査役会規則による。</u>	
<u>(報酬等)</u>	(削除)
<u>第40条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</u>	
<u>(監査役の責任免除)</u>	(削除)
<u>第41条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議によって、同法第42</u>	

<p><u>3条第1項の監査役（監査役であった者を含む。）の責任を法令の限度において免除することができる。</u></p> <p>② <u>当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。</u> <u>ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u></p> <p style="text-align: center;">（新設）</p> <p style="text-align: center;">（新設）</p> <p style="text-align: center;">（新設）</p> <p style="text-align: center;">（新設）</p> <p style="text-align: center;">第6章 会計監査人</p> <p style="text-align: center;">（<u>会計監査人の設置</u>）</p> <p><u>第42条 当社は、会計監査人を置く。</u></p> <p><u>第43条 ～ 第44条</u> （条文省略）</p> <p style="text-align: center;">（報酬等）</p> <p><u>第45条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。</u></p> <p><u>第46条 ～ 第50条</u> （条文省略）</p> <p style="text-align: center;">（新設）</p>	<p style="text-align: center;">第5章 監査等委員会</p> <p style="text-align: center;">（<u>監査等委員会</u>）</p> <p><u>第32条 監査等委員会は、法令に定めのある事項を決定するほか、その職務のために必要な権限を行使する。</u></p> <p style="text-align: center;">（<u>監査等委員会の招集通知</u>）</p> <p><u>第33条 監査等委員会の招集通知は、会日の3日前までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u></p> <p>② <u>監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査等委員会を開催することができる。</u></p> <p style="text-align: center;">（<u>監査等委員会規則</u>）</p> <p><u>第34条 監査等委員会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規則による。</u></p> <p style="text-align: center;">第6章 会計監査人</p> <p style="text-align: center;">（削除）</p> <p><u>第35条 ～ 第36条</u> （現行どおり）</p> <p style="text-align: center;">（報酬等）</p> <p><u>第37条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査等委員会の同意を得て定める。</u></p> <p><u>第38条 ～ 第42条</u> （現行どおり）</p> <p>附 則</p> <p style="text-align: center;">（<u>監査役の責任免除等に関する経過措置</u>）</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 平成28年6月開催の第90回定時株主総会終結前における監査役（監査役であった者を含む。）の行為に関する会社法第423条第1項の賠償責任の取締役会決議による免除については、なお従前の例による。 2. 平成28年6月開催の第90回定時株主総会終結前における社外監査役（監査役であった者を含む。）の行為に関する会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約については、なお従前の例による。
---	---

以 上